

**タイル工事業における**

**技 能 開 発 計 画**

**平成21年2月**

**(社)日本タイル煉瓦工事工業会**

**基幹技能者特別委員会**

## はじめに

古来、建築は移住性を求めることから始まり、そして衛生環境や耐久性、更に用途によっては機能を重視し、究極的には美観の追求と移行してきた。

タイルは建築資材の一つであるが、それを使用（施工）することにより、焼き物としての色合いの良さがファッションとなり、また、衛生面を重視する病院、キッチン、トイレ、浴室等にも使われるようになった。

我が国において、タイルが建築に使われるようになったのが、1863年（文久3年）長崎グラバー邸のマントロピースからと言われており、明治になり、西洋建築が盛んになるにつれ煉瓦建築が発展してきた。その名残が現在の東京駅等である。だが、関東大震災により煉瓦造りの多くの建物が倒壊し、土木建築業界の大勢は、鉄筋コンクリート造りに替わってゆく、その鉄筋コンクリートの建物の外壁仕上げ材としてタイルが脚光をあび発達してくる。さらに、タイルは戦後の建築ブームの中で、建築資材としての需要に一段と拍車がかかり、現在では世界でも有数のタイル使用国となっているものの、タイル張り技能者は、建築に携わる他の技能者と比較するとその歴史は新しく、それだけに、その施工法に至っては、欧米に追いつき追い越せで先人達は大変な苦労を重ね試行錯誤中から、今日の多種多様な工法が編み出されてきたわけであり、さらに現在においても業界をあげて、技術・技能の研究開発に取り組んでおり、我が国は、タイル張り工法において世界に抜きでているといっても過言ではない。

しかしながら、バブル経済崩壊後建設投資は縮小傾向にあり建設不況は益々深刻化し、タイル工事業界の経営環境も年々厳しさを増している。この時代にあって優れた技術・技能を経営にどう反映させその強化を図るかが業界の新しい課題となってきた。

こうした中、平成7年4月に建設省（現国土交通省）において策定された「建設産業大綱」では、2010年に向けた建設産業の将来像として「技術と技能に優れた人材が生涯を託せる産業づくり」が基本目標の1つとして位置づけられ、建設現場に於ける施工を中心的に担う基幹技能者の確保、育成が提言されました。

これを受けて、平成8年7月に「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」が策定されこの基本方針に基づき基幹技能者の確保・育成について具体的な取組が示され、建設産業に係る各専門工事業団体において、順次、基幹技能者制度の構築に向けた取組が始まりました。

このような状況を踏まえ、タイル工事業界では他業種と歩調を合わせ、平成12年、(社)日本タイル煉瓦工事工業会（日夕煉）(社)全国タイル業協会（全夕協）と協同で「タイル工事業における技能開発計画」を策定し、タイル工事業の基幹技能者制度の構築に向け取組を始めましたが、諸処の事情によりその取組は一時的に中断することになりました。

平成17年日夕煉では「基幹技能者制度」の構築について再度業界全体で議論を深め、一定の方向性を見いだしたいとして検討を進め、建設専門工事業界の現状を踏まえ、タイル工事に係る技能者の地位向上と優秀な技能者の確保・育成と、近年強まる傾向にある建

設生産物に対する責任施工の対応策として早急に「タイル工基幹技能者制度」を構築する必要があるとの認識に立ち、平成20年度第40回通常総会において改めて、日夕煉単独で「基幹技能者制度」の構築に向けた事業実施計画が承認され、基幹技能者特別委員会が設置され事業の推進を図ることとなりました。

また、時を同じくして米国発の金融危機を背景とした100年に一度と言われる世界同時不況の波が、日本の経済界をも襲い、バブル崩壊後の建設不況から立ち直りかけていない、建設業界はかつてない厳しい経営環境に直面している。さらに、住宅瑕疵担保履行法が施工されるにおよび、ますます信頼と品質の確保が求められるにおいて、業界の生き残りをかけていくには、技術力の向上と人材の育成が重要であります。

現状、建設業に従事する技能者は、他産業に比べて処遇の面で依然として立ち後れた状況にあり、専門工事技能者としての若年者の入職率は低下傾向をたどり、少子高齢化が進む中において物づくりを担う優秀な技能者の確保・育成と処遇の改善は喫緊の課題であります。

今回改訂した「タイル工事業における技能開発計画」は、「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本方針」をもとに、基幹技能者特別委員会での協議を経てとりまとめたもので、タイル工基幹技能者をタイル工事における技能者の頂点として、基幹技能者の役割と能力、そこに至るための教育及び処遇のあり方等について示したものです。

当該団体及び企業は、本計画に基づきタイル工技能者の育成確保に取組、タイル工基幹技能者制度の推進強化を図ることにより、タイル工技能者に目標を持たせ、技術・技能の向上と併せて社会的地位の向上を目指して活動していかなくてはなりません。

最後に、本計画の策定に当たり多大のご指導とご支援を頂きました国土交通省並びに(財)建設業振興基金の関係各位に対し、心より感謝いたしますとともに、ご尽力を頂きました委員各位に対し、厚く御礼申し上げます。

平成21年2月

基幹技能者特別委員会  
委員長 太田左武朗  
技能開発計画部会  
部会長 鳥山 昭

## 技能開発計画目次

1. タイル工事業における基幹技能者の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 技能労働者の意義
  - (2) 基幹技能者の必要性
  - (3) タイル工事業において必要とされる基幹技能者数
  - (4) タイル工事業において必要とされる基幹技能者の役割
  - (5) 基幹技能者に必要とされる能力
  
2. タイル工事業における基幹技能者の確保・育成活用に向けての取組と役割分担・・・・・・・・ 7
  - (1) 基幹技能者の確保・育成・活用のために、タイル工事業において取り組む事項
  - (2) タイル工事業における役割分担
  
3. タイル工基幹技能者の評価方法と処遇のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 評価基準
  - (2) タイル工基幹技能者の評価審査の具体的内容
  - (3) 講習
  - (4) タイル工基幹技能者の処遇のあり方
  - (5) 基幹技能者制度を運用する他団体との連携
  
4. タイル工基幹技能者の技能開発に向けての必要な教育訓練システム・・・・・・・・・・ 11
  - (1) タイル工基幹技能者の技能開発のための経験年数に応じた教育
  - (2) タイル工基幹技能者に必要な教育内容及び留意点
  - (3) タイル工事業に必要な OJT のガイドライン

## 1. タイル工事業における基幹技能者のあり方

### (1) 技能労働者の意義・・・基幹技能者の必要性

#### ① タイル工事業に於ける技能労働者の特徴

建設産業に従事する専門工事業は、建設業法で定める許可業種分類として28業種に分類されている。その中でタイル工事業は、仕上げ業種に分類されしかも行程的には最終仕上げ分野に入る。こうしたことから前工程次第で当初予定された行程と異なってくるケースが甚だ多く、しかも着工時点においては、完成引き渡しが進んでおり、前工程の遅れの吸収を余儀なくされが、このような場合においても、仕上がり精度や品質の確保は図っていかねばならない。

タイルは建物のファッションとも言われ、その美観は焼き物の色合いの良さにもよるが、その素材の美だけではなく、色々な形の組み合わせによって表現される美もある。例えば組積への郷愁感を現すイギリス張りやフランス張り、また、模様を織りなす市松張りや網代張り等その張り付けには「技」の他に、幾何学的な計算を要する割付方法等が必要である。

タイルの剥離剥落は美観を損ねるばかりではなく、地域社会に人的、物的重大事故を及ぼしかねない。そこでその原因となる接着剤や工法の科学的、物理的要因も知悉しておかねばならない。

#### ② 今後必要とされるタイル工事技能労働者のあり方

昨今は新建材の開発も年々進み、それに伴いタイル張りの工法も研究開発されてきており、現行のタイル張り工法を大別すると表1のようになるが、その工法によっては、施工方法や、タイルの生産方法・生産体制も改良しながら順応を図り施工してゆかねばならない。

いずれにしても個々の現場に於ける施工方法や生産体制はそれぞれの施工要領書によるものとするも、その施工要領書の作成には工事担当者その他、熟練技能者及び学識経験者等の打合せを密にし、考えられる範囲での完璧さを常に期してゆかねばならない。

表-1 現行タイル張り工法分類表

(1) 壁タイル施工法

施工法	適用タイル	適用部位
積み上げ張り	二丁掛け以上	外壁・内壁
	内装タイル	内壁
改良積み上げ張り	小口以上	外壁・内壁
圧着張り	小口・二丁掛け程度	外壁・内壁
密着張り	小口以上	外壁・内壁
改良圧着張り	小口・二丁掛け程度	外壁・内壁
モザイクタイル張り	モザイクタイル 50 角、50 二丁	外壁・内壁
マスク張り	モザイクタイル 50 角、50 二丁	外壁・内壁
接着剤張り	内装タイル	内壁
	内装ユニットタイル	
	モザイクタイル	

(2) 床タイル施工法

施工法	適用タイル	適用部位
大型床タイル張り ※	大型床タイル 300 角以上	外部床・内部床
一般床タイル張り	床タイル 100 角～200 角未満 モザイクタイルユニットタイル	外部床・内部床
床タイル圧着張り	床タイル 100 角～150 角 モザイクユニットタイル	*外部床・内部床

※：大型タイルについて、セメントベースト張り（バサモルタル）

\*：接着剤を用いた場合は、内部床に限定される。

## (2) 基幹技能者の必要性

建設現場においては、作業を遂行するための段取り、資材の手配、取りまとめ等の作業管理が、コスト削減、工期の短縮、品質改善に貢献することが大きく、優れた作業管理者が求められている。また、近年の建設・建築技術の変化、発展に対応できる施工法、作業手順等を現場の状況に合わせて提案・調整できる人材が必要である。さらに、タイル張り等の作業を行うだけでなく、責任をもって工程管理、安全管理、品質管理、原価管理をすることが求められており、技術者の指示を十分理解し、現場技能者を指揮する能力が備わった熟練職長が必要である。

以上のことを踏まえ、技術と技能をつなぐレベルの高い上級職長として、新たに基幹技能者の誕生が強く求められている。

基幹技能者は、技術者の施工計画、技術上の指示内容を踏まえ、建設現場に於ける全体の工事の流れを概括的にとらえ、自分の担当する職種について適切な施工方法を提案・調整し、また現場の状況に応じた適切な技能者の配置と資材の手当等必要な段取りを行うなど、円滑な工事の実施を図るため一般技能者の作業を指揮・監督するもので、そうすることにより、生産性が高く、安全で高品質の建設生産が実現できる。

## (3) タイル工事業において必要とされる基幹技能者数

平成 17 年の国勢調査から、全国のタイル煉瓦工の総数は約 50,000 人弱でこの内訳は、雇用者(常雇・臨時雇)24,000 人、事業主 22,500 人、家族従業者 3,500 人と推定されるが、ここ 10 年で約 20,000 人強減少している。

また、タイル煉瓦工の一般的職階は、見習工、一般技能者、中級技能者(班長)、上級技能工(職長)となっているのが一般的であり、この内職長については事業主、雇用者を含め約 30,000 人程度と考えられる。

また、国土交通省発表の業種別許可業者数による、平成 20 年度現在の「タイル・れんが・ブロック工事業」の許可業者数は 31,908 社となっており、ここ 5 年間の平均では 30,000 社前後となっており微増ではあるが増加傾向にある。これは、内装、左官等他業種からの参入が増えているものと考えられる。

双方の数字から推計し、タイル工基幹技能者認定の取得対象人数は約 15,000 人程度と予想される。しかし、タイル工事施工は町場の一般住宅工事が多く、基幹技能者の常駐が必要とされるのは公共工事、野丁場の大型工事等であるので、実際に必要とされる基幹技能者の数は 15,000 人の約 20%、3,000 人程度と思われるが、今後の公共工事等建設投資の減少も考慮し、また、資格者の価値の希少性を高める意味からも当該団体としては当面の目標として、1,000 人のタイル工基幹技能者の育成を目標とする。

ただし、育成目標数は 5 年を目途に見直しを行う。

#### (4) タイル工事業において必要とされる基幹技能者の役割

タイル基幹技能者が工事現場で果たす役割は、一般の技能者に期待されている職務内容とは大きく異なり、技能者の一人として現場施工の一端を担うだけではなく、技術者との意思疎通を通じて、現場の状況に適した施工方法等の提案・調整を行い、実際の施工に当たって、グループ内の技能者のとりまとめ役として適切な作業管理を行わなければならない。

タイル工事における基幹技能者の役割として、現在考えられる職務の内容を分類整理すると、次のようになる。

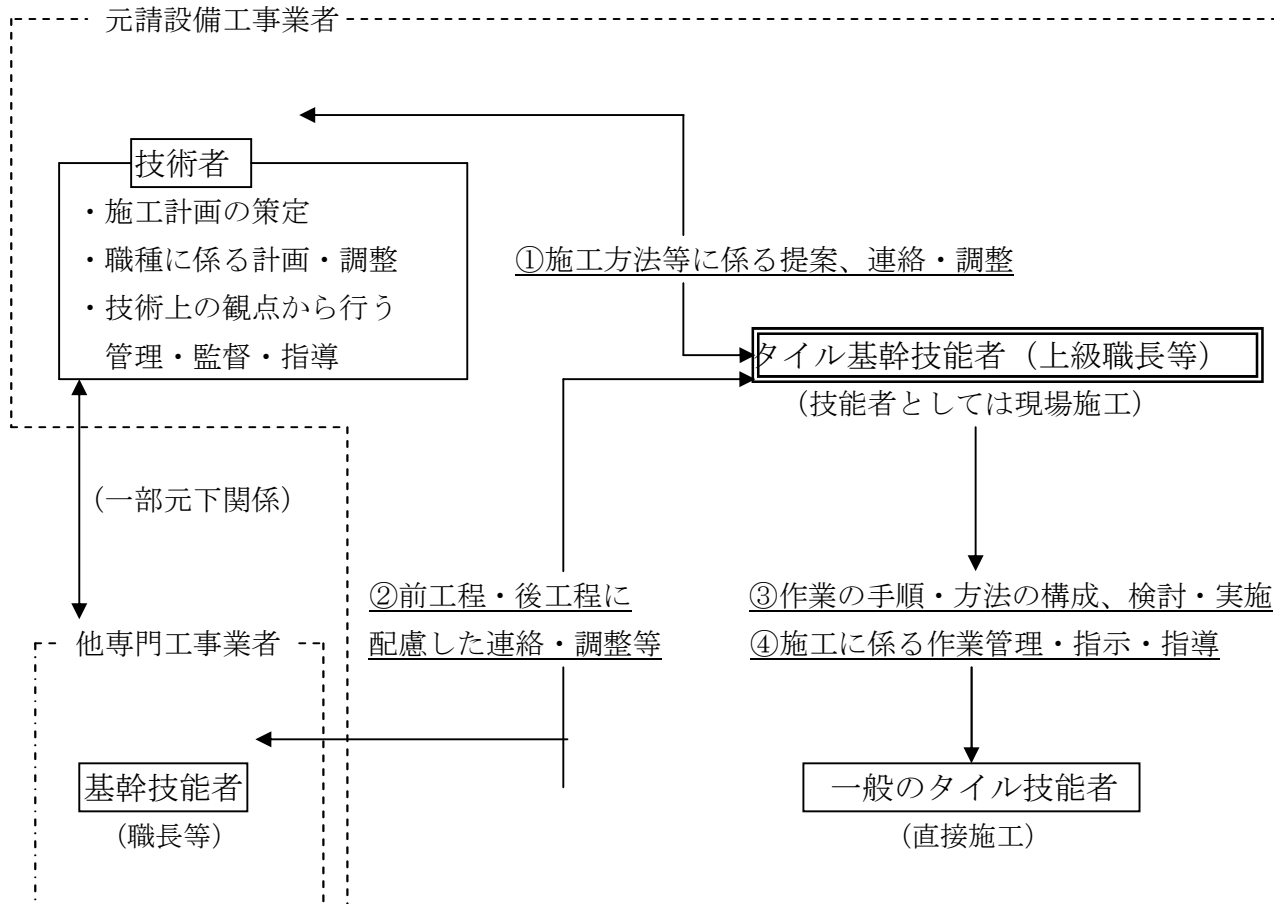
- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案・調整等
- ② 施工方法等に関する元請業者や技術者との打合せ
- ③ 現場作業の効率化を図るための技能者の適切配置及び作業方法、作業手順の構成
- ④ 資材等の搬入手配及び調整
- ⑤ 前工程・後工程に配慮した他業種の基幹技能者及び職長との連絡調整
- ⑥ タイル工事の品質・安全衛生・工程管理等に係る作業管理
- ⑦ 現場におけるグループ内の一般技能者への施工に係る指示・指導

タイル基幹技能者の役割を、元下関係(元請業者からタイル工事を下請けして施工する場合)と、タイル工事業者が元請として直接施工する場合を図式で示すと表2のようになる。

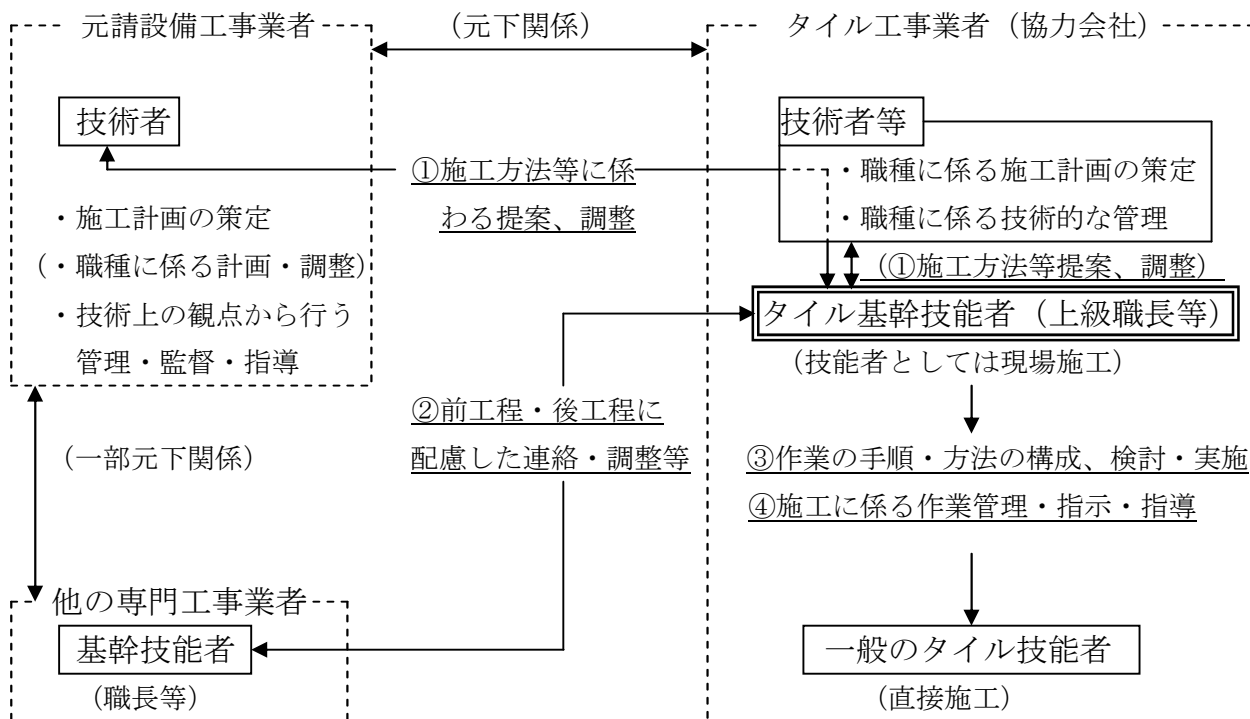


表-2

[基幹技能者の役割のイメージ：元請設備工事業者にタイル基幹技能者がいる場合]

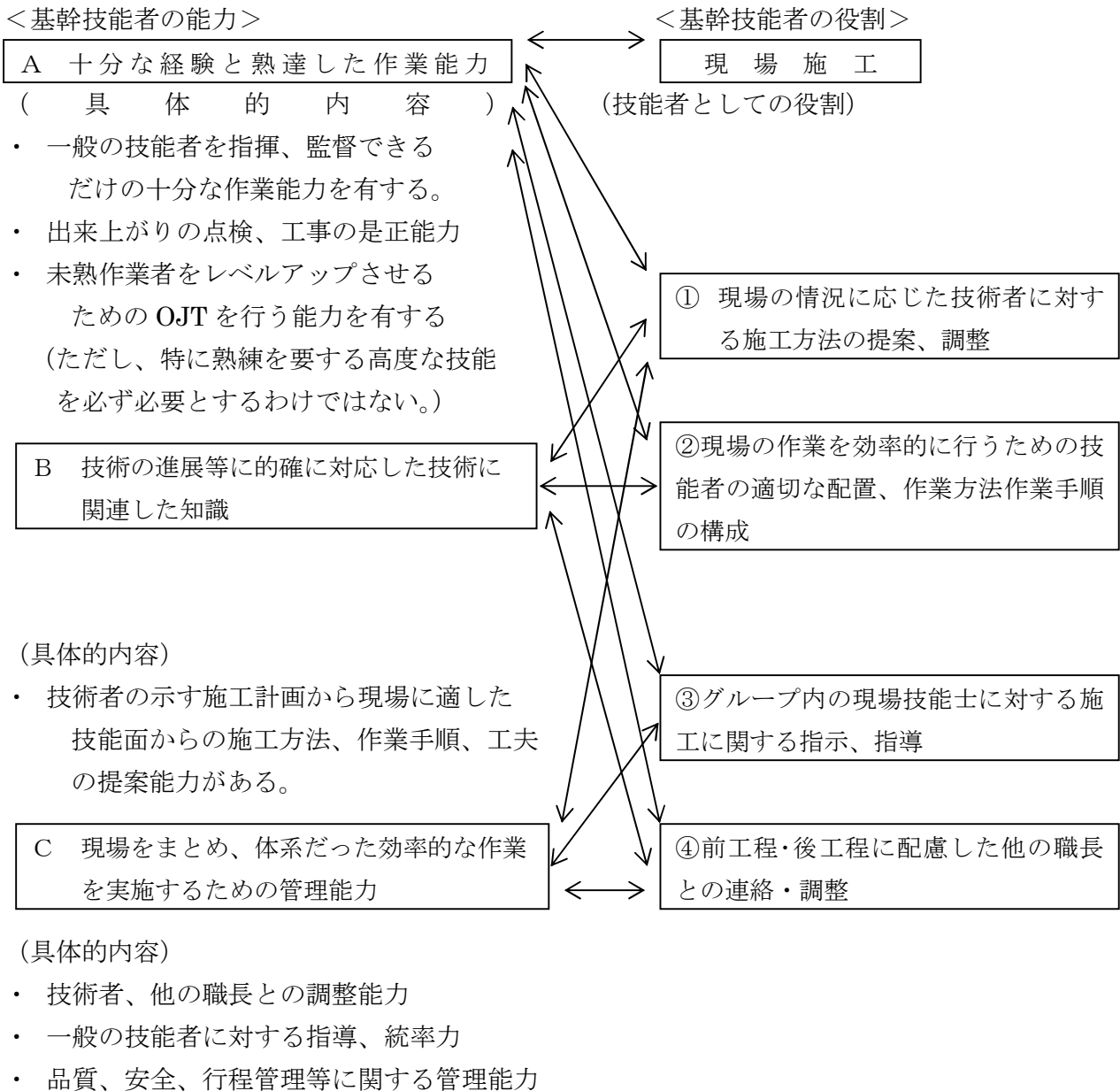


[基幹技能者の役割のイメージ：元請設備工事業者にタイル基幹技能者がいない場合]



(5) 基幹技能者に必要とされる能力

基幹技能者には、少なくとも次のような能力を有することが必要である。



経  
験

知  
識

管  
理  
能  
力

## 2. タイル工事業における基幹技能者の確保・育成・活用に向けての取組と役割分担

### (1) 基幹技能者の確保・育成・活用のために、タイル工事業において取り組む事項

タイル工技能士の確保・育成・活用は互いに連動しており、タイル工事業界の与えられた建設分野での需要を満たすためには欠くことの出来ない課題であり、この観点から業界が取り組むべき事項を以下に抜粋して掲げる。

#### ① タイル工技能士の確保・育成について

昨今の構造的な建設業界の不況を背景に、建築専門工事業であるタイル工事業者の経営環境は継続的に厳しい状況が続いており、いかに熟練した技能をもっても将来に不安を感じている者が多いのが現状である。こういった中において業界は熟練工の定着率を図り、若年層の入職率を高めるため次ぎの具体的取組を推進することにより、優秀なタイル技能士の確保を図る必要がある。

昨今、少子高齢化が進み社会問題化している。我が国の総人口は、2005年をピークに減少傾向になっており、2015年には4人に1人が65歳以上となり、我が国はかつてない少子高齢化社会へ突入しようとしている。このままの状態では我が国の少子高齢化が進めば、社会を支える役割を中心的に担う働き手の数は当然少なくなる。

特に建設業界においては収益の悪化に伴い、建設現場において直接施工を担う技能労働者の処遇が低下している。日々雇用、低賃金の悪条件により、若年技能者の入職志向の漸減傾向が著しく、建設現場での働く技能者の中で、中堅・若年層が占める割合が低下し、高齢化が進んでいる。このままの状況では、若年技能者が不足し、技能の継承が困難になるだけでなく、近い将来人手不足から建設現場における生産活動に重大な支障が生ずる恐れがある。

こうした状況下にあって将来を展望するとき、若年技能工の確保育成は早急に手を打たなければならない重要課題である。

この問題に適切に対処するためには、技能労働者1人当たりの付加価値を高め、技能労働者の社会的な地位および処遇を改善し、雇用の安定と、技能力に応じた賃金を確保し、安心して将来を託せる労働環境を整備することにより、魅力ある職場の創設に取り組み、技能労働者の確保・育成に取り組まなければならない。

日夕煉は全国業界団体として次の施策を推進することによりタイル工技能者の確保育成を図る。

- 継続的な若年技能者の確保を目的として、タイル科の設置されている専門学校等の実務教育への支援
- 若手技能工の技能向上教育訓練システムの整備
- 技能士の社会的地位の向上を図る
- 技能士の賃金、労働時間、作業環境等の雇用条件の改善を図る
- 安全衛生教育の徹底
- 当計画書中の4.「タイル工基幹技能者の技能開発に向けての必要な教育訓練システム」に基づき教育・訓練システムの整備を図る。

## ② 基幹技能者の活用について

建設産業は、多種専門工事業者が直接生産活動に従事している、労働集約的な産業構造を呈しており、建設現場にあって直接生産活動に従事する技能労働者の果たす役割は大変重要である。また施工現場では職長をはじめ、上級技能工、一般技能工、見習い工と職階の別なく一緒に施工に従事しているが、それぞれの持ち合わせる技能を効率よく発揮させ、工事の完成を図らなければならない。

タイル張り工事においても、その作業を分析すると、(a)段取り行程、(b)タイル張り行程、(c)目地詰め行程、(d)洗い行程と大別され、この4つの行程により完成する。加えて施工管理、品質管理、原価管理、安全管理が要求され、さらに前工程、後工程の関係職種との協調も考慮してゆかなければならないが、このような管理能力を保有し、かつ高度な技能力をも保有し現場の責任施工を担えるリーダーとしての基幹技能者への期待は大きく、今後、タイル業界においても、技術者と基幹技能者の役割分担の見直しを行い、効率的な生産方式を構築するとともに、他の専門工事業者団体と協同して基幹技能者の積極的活用策を講じる必要がある。

## (2) タイル工事業における役割分担

### ① 日夕煉が講ずべき処置

- 基幹技能者認定制度の整備
- 制度定着のための積極的な支援
- 資格認定及び認定講習会の実施(主催)
- 認定講習会への講師派遣

### ② 企業の役割

タイル工事業界における個々の企業は、その経営規模により適宜技能工の育成はしているものの、新しい時代環境に適合してゆくためには、業界団体等において開催される勉強会、講習会に積極的に参加し、各企業間の情報交換の中から優秀な基幹技能者の育成に心がける必要がある。

具体的な役割としては次のようになる。

- 各種教育訓練、講習会等への参加
- 技能者の資格取得への理解と支援
- 技能開発計画に基づく個別プログラムの作成

## 3. タイル工基幹技能者の評価方法と処遇のあり方

### (1) 評価基準

当該団体((社)日本タイル煉瓦工事工業会)が実施する、タイル工基幹技能者認定講習を受講し、かつ認定講習終了後に当該団体が実施する認定考査試験に合格して、タイル工基幹技能者に必要な知識・能力があるとして認められた者。

### (2) タイル工基幹技能者の評価審査の具体的内容（実施主体、認定講習及び審査を受けることのできる技能者の条件）

- 実施主体：(社)日本タイル煉瓦工事工業会
- 実施方法：受講資格審査と定められた講習の受講及び講習終了後の考査による。
- 受講資格：次ぎに示す条件を全て満たしていること

① 職業能力促進法に基づく技能検定「タイル張り工」1級合格者

② タイル張り施工実務経験が10年以上の者で、かつ職長経験3年以上の者

※ 実務経験年数は事業主、職長経験は事業主の証明に加え事業主以外の証明が必要。

③ 職長・安全衛生教育を修了していること

(3) 講習は次のとおりとする。

① 講習は10時間以上20時間以内とする。

② 講習内容は、基幹技能者の役割と業務、施工管理、安全衛生管理、OJTの方法、

(4) タイル工基幹技能者の処遇の在り方

当該団体(日夕煉)及び企業は、タイル工基幹技能者を確保育成し、タイル張り工事の品質の確保と生産性の向上を図るため、タイル工基幹技能者を工事現場での施工体制におけるタイル張り工事の最高資格者と位置付け、その有効な活用を図るとともに、役割に見合った処遇がなされることを基本として取組、基幹技能者に対する評価の適正化を図らなければならない。

① タイル工基幹技能者の積極的活用と優遇策に向けた取組

タイル工基幹技能者の評価を社会的に確立していくためには、タイル業界全体でタイル工基幹技能者の位置づけを明確にすることが必要である。さらに、資格手当等により、同資格者に対して通常の職長クラス以上の給与体系を確保しその処遇を高め、また、基幹技能者の社会的認知度を高める取組を積極的に推進し、タイル工基幹技能者のみならず、建設専門工事業界における全ての基幹技能者の社会的地位の向上を図るものとする。

また、対外的営業活動において、顧客の理解を得てそれに見合う施工単価を確保できるよう努力していかなければならない。

○ 特に公共工事や大規模工事および難易度の高い工事における、タイル張り工事の筆頭技術者として、タイル工基幹技能者の位置づけを明確にする。

○ 基幹技能者データベースの活用や、統一ロゴマーク入りシール等の表示

#### (5) 基幹技能者制度を運営する他団体との連携

基幹技能者推進協議会を通じ、他の基幹技能者認定制度実施団体との連携、情報交換を密にし、関係団体と横断的取組を図ることにより、基幹技能者の確保・育成・処遇の向上強化に努める。

### 4. タイル工基幹技能者の技能開発に向けての必要な教育訓練システム

#### (1) タイル工基幹技能者への技能開発のための経験年数に応じた教育

##### ① 現行の教育システム及び今後の取組

昨今のタイル技能工の育成課程の推移をみると、徒弟制度的養成は殆ど影をひそめ、現場通勤による見習いから始まり、徐々に習得してゆくケースが多い。しかも、小規模経営の企業が多いことから先輩技能工によるマンツーマンスタイルの教育に頼らざるを得ない。従ってこのような教育課程による特徴として施工技能は勘と体での会得が早い、知識的学習や施工管理等にかんしての学習は遅れてゆく嫌いがある。勿論企業の教育訓練等に対するスタンスや、教育に携わる先輩技能工の水準によりバラツキは見受けられる。

タイル工基幹技能者の育成確保にあたっては、安定的な雇用関係の下で、長期的視野に立った教育訓練体制が必要であり、当該団体(日夕煉)・企業は表-3に掲げるとおり、役割分担に応じて、見習い工から職長・基幹技能者に至までの職階に応じた教育訓練を系統的に実施し、高い技術・技能の習得に加え、関連した知識や管理能力養成し、基幹技能者としての能力が培われるよう取り組む方針である。

##### ② 経験年数と工法別習得との関連

タイル張り工法は、躯体構造や使用するタイルの種類によって工法の選択が異なり、工法が多種にわたるので、一概に経験年数と工法別の習得との明記はしにくい。本計画書の表-1 現行タイル張り工法分類表を参考とし、表-3の教育訓練区分に織り込み活用していく予定である。

##### ③ 教育訓練を行うための公共職業能力開発施設及び認定職業訓練校等の活用

タイル張り技能工の技能開発及び教育訓練を実施するに当たって、新人教育としてタイル施工科のある公共高等職業技術訓練校、認定職業訓練校を有効に活用し、一般、中級、上級技能工に対する全国的な教育訓練については、富士教育訓練センターの協力を得て別に教育訓練カリキュラムを実施し、教育訓練の高度化、効率化を図っていく方針である。

- ④ 技術的知識、資格取得、安全講習などは集合教育が有効なものに限り、OJTを重視してその効果的な実施を目指す。また、当該団体はタイル工基幹技能者の育成を支援するために次の取組を行う。
  - イ. タイル工基幹技能者に必要な技術的知識・技能・管理能力について、専門テキストを作成する。
  - ロ. 教育訓練センター、教育機関施設等の活用による教育訓練講習の開催
  - ハ. 地区別講習会の実施

## (2) タイル工基幹技能者に必要な教育内容及び留意点

### ① 技能

技能検定1級に準ずる技能

### ② 技術的知識

- イ. 建築仕上げ一般に関する知識（2級施工管理技士に準ずる程度）
- ロ. タイル工事施工計画、施工要領、施工管理、工程管理等の知識及び文書化能力
- ハ. 法規（建設業法、労働基準法、安全衛生法等）

### ③ 教育訓練に関して留意すべき点

社会生活が高度になればなる程、建築分野にも高度なものが要求され、そこに従事する技能工にも、体と勘で会得した技能の他に技術的知識が必要となってくる。殊に剥離剥落問題やエフロレッセンス問題等については、物理的、科学的理論の裏付けが必要であり、故に絶えず技術的研究心と知識の向上心の意識付けが必要である。

## (3) タイル工事業に必要なOJTのガイドライン

### ① 技能者の経験年数に応じたOJTのカリキュラムの整備

- イ. 昨今の現場におけるOJTの実態を見ると、タイル工事においては効率的、体系的に行われているとは判じにくい。総合工事業と専門工事業が提携して建築の生産活動を行う場合、それに従事する技能工に対し、OJT専任の指導者の確保や負担について特別に取り決めはなく、専門工事業者の負担によるところが一般的である。こうしたことから、OJTカリキュラムの整備について業界全体で対応を図らねばならないとの観点から、当該団体は見習工から基幹技能者までの各職階における技術・技能目標を定める。（表-3）
- ロ. 技能目標は、実情に合ったものとするため定期的に見直す必要がある。
- ハ. 各企業は、自社の実情に合った技能目標を整備する。



② O J Tガイドライン整備の基本方針

- イ. 採用時から退職まで生涯教育を実施する前提でO J Tに取り組む。
- ロ. O J T推進のために、「実施要領と手順」「計画書」等を整備し具体的指針を示す。

③ O J T指導者の選任の方法

タイル工事業におけるO J Tの指導者は、所属企業の主たる業務の上司がO J Tの任務分担をするが、教育訓練センターにおける集合教育においては、教育訓練センターの講師または当該団体が派遣する講師が指導に当たる。

④ O J T指導者による評価と指導方法

- イ. 指導方法は、T W I (Training Within Industry) 四段階方による。
  - 第1段階 習う準備をさせる
  - 第2段階 やってみせて作業を説明する
  - 第3段階 やらせてみせる
  - 第4段階 やった後を見て評価する
- ロ. 成果の確認を行い記録する

⑤ O J T指導者が指導を行う時間

計画的に時間を決めて行う。

⑥ 当該団体はO J Tの普及と定着を目的としたO J Tマニュアルを作成し、技能者保有企業を支援する。